



令和7年9月19日

マンション防災共助促進事業について

世田谷区では、在宅避難の更なる推進と自助・共助を基軸とした集合住宅(マンション)居住者の防災意識の向上を図るため、マンション防災共助促進事業を実施しています。

1 経緯

区が令和6年度に実施した、区内居住者に対し「在宅避難」の必要性に係る意識向上、家庭内備蓄の促進などを目的とした在宅避難支援事業(防災カタログギフト)の取り組み結果や区内の居住実態等を踏まえ、令和7年度は在宅避難の更なる推進と自助・共助を基軸とした集合住宅(マンション)居住者の防災意識の向上とマンション内や地域との共助を図るため、「マンション防災共助促進事業」を実施することとした。

6月に本事業の募集を開始したが、申し込みが集中し、早期に受付を終了することとなった。区民のマンション防災に対する関心や必要性の認識が高いことが推察され、受付終了直後から事業再開の要望や問い合わせが多く寄せられていることなどから、9月18日(木)から2次募集を開始した。

2 事業内容

区内の希望するマンションに対し、防災備品(最大30万円相当)を無償配布する。

(1) 申込期間

令和7年9月18日(木)午前9時から同年10月17日(金)まで

(2) 対象マンション

3階建て以上かつ6戸以上の独立した居住空間を持つ集合住宅

※6月に実施した募集で配布が決定したマンションを除く

(3) 配布予定棟数

1,000棟

※先着ではなく、申込数が配布予定棟数を超えた場合は抽選

(4) 申込ができる者

管理組合、賃貸マンション所有者、管理会社、居住者の代表

(5) 申込方法

申込専用フォームへの入力または、申込書のFAX送信のいずれか

(6) 選択できる防災備品(最大3点)

ポータブル蓄電池(ソーラーパネル付き)中型・小型、軽量電動階段台車、エレベーターチェア、キャリーカート

3 今後について

マンション居住者の防災意識の向上を図り、マンション居住者が相互に協力し助け合う「防災区民組織」の結成につなげていく。

◎問合せ 災害対策課

電話03-5432-2262